

令和5年12月22日

富士見町長 名取 重治 様

富士見町上下水道審議会

会 長 小倉 裕子



水道料金及び下水道使用料の見直しについて（答申）

令和5年7月5日付け5水第29号で諮問された水道料金及び下水道使用料の見直しについて、5回の審議会を開催し、意見調査等を踏まえ慎重に審議をした結果、別紙のとおり答申いたします。

1 水道料金・下水道使用料の改定について

(1) 改定の必要性について

水道・下水道事業は、近年の人口減少や節水機器の普及等により、料金収入が減少傾向にある。一方、新しい浄水場の稼働や老朽化した施設、管路の更新にかかる費用は、今後さらに増加する見込みであることから、計画的に更新するための資金が必要となる。

水道事業は、今後の施設整備に必要な事業費の水準がアセットマネジメントの手法に基づく投資財政計画において、運営に必要な資金が令和7年度から不足する見込みである。重要なライフラインである水道事業を安定して運営していくためには、水道料金の改定はやむを得ないと考える。

下水道事業については、一般会計からの繰入金金の減少に伴い一時的な資金不足が見込まれるが、現在策定中のストックマネジメント計画に基づく投資財政計画の見直しを行い、今後実施すべき施設整備に必要な事業費の水準を見極める必要があることから、今回は下水道使用料の改定を行わないことは妥当である。

なお、独立採算制を原則とする水道・下水道事業の健全な運営を保つためには、受益者負担による料金の適正化を図ることが望ましいが、使用者負担等を考慮した料金改定率の抑制により、事業収入に不足が生じる場合は施設更新計画に遅延がないよう、一般会計からの補助等を検討すること。また、一般会計からの繰入金額（消火栓維持管理負担金等）は、繰入基準に基づき現在の実勢に合った見直しをしていくことが望ましい。

(2) 水道料金の算定期間、改定時期及び改定率について

投資財政計画をもとに、水道料金の算定期間を令和5年度から令和9年度までの5年間として試算した結果、「エネルギー価格の高騰」や「物価上昇」による町民生活や企業活動に配慮する必要があるものの、改定を延期することは将来への負担の先送りとなることから、平均改定率を約26.7%とし、令和7年3月請求分から新料金を適用することが妥当である。

(3) 水道料金の体系について

使用水量を計量するため各家庭や事業所に設置している水道メーターは、口径の大きさにより施設への負荷や費用に差があることから、負担の公平性を図るため、口径別の基本料金とすることは妥当である。

(4) 逓増制の見直しについて

従量料金では、使用水量区分ごとに1㎡当たりの単価が高くなる逓増制としているが、負担の公平性を図るため逓増制を緩和することは妥当である。ただし、逓増制の見直しは、多量使用者の負担が減る一方で、生活用水などの少量使用者への急激な負担増も懸念されることから、制度自体は当面維持しつつ、逓増度を段階的に緩和していくことが妥当である。

(5)基本水量制について

現行の家事用等の用途では、1か月で10 m³までの使用を定額とする基本水量制としているが、単身世帯の増加や節水機器の普及等により基本水量以内の少量使用者が増加傾向にあることから、基本水量制を廃止し使用水量に応じた料金体系とすることは適当である。

(6)水道料金表について

前項までの検討結果を踏まえ、水道料金表は下記とおりとすることが適当である。
 なお、料金体系の変更にともない、個別使用者において負担増もあることから、一定の配慮が必要と考える。

水道料金表

(円)

口径 (mm)	一般地区					保健休養地地区						
	基本 料金	水量料金 (1 m ³ 当たり)					基本 料金	水量料金 (1 m ³ 当たり)				
		1～ 10 m ³	11～ 20 m ³	21～ 500 m ³	501～ 1,000 m ³	1,001 m ³ ～		1～ 10 m ³	11～ 20 m ³	21～ 500 m ³	501～ 1,000 m ³	1,001 m ³ ～
13	1,490						1,960					
20	1,910						2,440					
25	2,940						3,670					
30	4,830						5,870					
40	9,180	21	147	155	162	165	11,130	38	198	198	198	198
50	16,970						20,370					
75	47,100						56,760					
100	101,860						122,920					
150	315,740						378,630					

臨時用の料金 (管理業務費用)

口径 (mm)	一般地区	保健休養地 地区
13	2,100	2,700
20	3,900	5,100
25	6,800	9,200
消火栓用	187,300	205,600

臨時用の基本料金は、口径別基本料金に口径ごと管理業務費用を加算。

(7)その他検討すべき課題

平成8年度以降、長期間水道料金の改定が実施されなかったことから、今回の平均改定率が約26.7%と高い水準となった。今後は3年から5年程度で定期的に水道料金、下水道使用料の妥当性を検証していくことが必要である。また、今回の改定により影響を受ける使用者に対し経済対策等による支援について、他会計を含めた検討を行うことが望ましい。

2 水道料金・下水道使用料の休止制度について

保健休養地地区で季節的利用者が多く、休止制度を導入することで、その費用負担が一般使用者へ転嫁され、水道料金の改定率の増加要因となることから、今回の見直しでは休止制度の導入は見送ることとし、制度の導入時期については、経営状況を踏まえ継続して検討することが望ましい。

3 使用者への周知

水道料金の見直し、施設更新計画や経営状況等について、分かりやすい内容の情報発信を積極的に行うこと。特に、料金体系の見直しでは、一定以上の負担増となる水道使用者に対して理解が得られるよう丁寧な対応を行うこと。

最後に、上下水道事業者においては、その果たすべき責務を十分に認識し、将来を見据え、老朽化対策と強靱化、持続可能なシステムへの再構築（ダウンサイジング等）によるコストの低減や整備費の平準化に取り組むとともに、経営の基盤強化や効率化に努め、安定的かつ持続可能な上下水道事業を推進し、良好な住環境の維持と福祉の増進に貢献することを要望する。